

# 指定訪問介護事業所運営規程

## いよ路サービス（有）

### （事業の目的）

第1条 いよ路サービス有限会社が開設するいよ路サービス指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある要介護者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的としています。

### （運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

一 名称 いよ路サービス 電話 25-1919 FAX 25-1920

二 所在地 今治市鯉池町1丁目1番22号

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも定訪問介護の提供に当たるものとします。

二 サービス提供責任者 6名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たります。

三 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たります。

四 事務職員 1名（常勤、介護員兼務）必要な事務を行います。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

一 営業日 月曜日から土曜日までとします。ただし、12月29日から1月3日までを除きます。

二 営業時間 午前8時30分から午後6時までとします。（時間外については個別の相談とします。）

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

① 営業時間外については、管理者の携帯電話への転送により対応します。

② 転送対応時間（月～土・・・18:00～翌8:00 日・・・24時間）

### （訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額とします。

一 身体介護が中心である場合

二 生活援助が中心である場合

- 三 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
- 四 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費はその実額を徴収することとします。
- 五 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとします。
- 六 通常の事業の実施地域外において、事業実施のため、有料道路・有料橋梁・船舶の通行料又は利用料を要する場合は、事前に利用者又はその家族に対して、下記①～②を説明し了解をえたうえで、その実費を請求するものとします。
  - ① 移動に要する実費額
  - ② 利用する移動手段（有料道路・有料橋梁・船舶）及び利用区間と車両サイズ

（緊急時における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し最善の措置を講じます。

（事故発生時の対応）

第8条 介護計画によるサービス提供中の事故の対応については、保険者、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡等必要な措置を速やかに行うとともに、その指示に従った対応を行うものとする。なお、サービス提供中の事故については、介護事業所賠償責任補償保険（一事故、一人、一億円を限度）を基本として誠意をもった対応を行います

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
- 二 全社員を対象とした虐待防止研修を年1回以上実施する。
- 三 事業所は、サービス提供中に事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

（苦情解決・ハラスメント対策）

第10条 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情及びハラスメント該当と思われる事案に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとします。

担当者（相談係）	夏目 登志子
担当責任者	夏目 幹男
（電話番号）	0898-25-1919
FAX	0898-25-1920

- 二 本事業所は、提供した指定訪問介護に関し、県及び市町村(以下県等)が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、今治市とし、島しょ部については、来島、小島、馬島に限ります。

（業務継続計画）

第12条 業務継続計画の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が可能な限り継続して訪問介護の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定し全社での共有を図るものとします。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制の整備を行うこととします。

1 採用時研修 決定後 3 ヶ月間

2 継続研修 年 4 回

二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

四 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はいよ路サービス有限会社と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとし、また、

附 則 この規程は、平成 13 年 12 月 3 日から施行する。

累次の改定を経て、直近の改定は令和 8 年 7 月 7 日から施工する。